

第18回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成16年2月12日（木）午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 委嘱状の交付

4. 諸般の報告

5. 議 事

（継続協議事項）

- (1) 協議第6号－2 新市の名称について（協定項目3）

（前回提案された事項）

- (2) 協議第40号 農林水産関係事業【林業】の取扱いについて（協定項目25－16－②）

- (3) 協議第41号 農林水産関係事業【水産業】の取扱いについて

（協定項目25－16－③）

- (4) 協議第42号 農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて（協定項目25－16－④）

- (5) 協議第43号 商工・観光関係事業の取扱いについて（協定項目25－17）

6. 次回の協議・議決事項について

（提案説明）

- (1) 協議第44号 建設関係事業の取扱いについて（協定項目25－18）

- (2) 協議第45号 上・下水道事業【水道】の取扱いについて（協定項目25－19－①）

- (3) 協議第46号 上・下水道事業【下水道】の取扱いについて（協定項目25－19－②）

- (4) 協議第47号 地域審議会の設置について（協定項目8）

- (5) 議案第2号 平成16年度始良中央地区合併協議会事業計画及び平成16年度始良中央地区合併協議会予算について

7. その他

・平成16年度協議会・幹事会の日程（案）について

・次回の会議日程等について

8. 閉 会

会 議 出 席 者

有村 久行委員	大庭 勝委員
福島 英行委員	倉田 一利委員
木原 数成委員	湯前 則子委員
吉村 久則委員	新村 俊委員
津田和 操委員	宮田 揮彦委員
小原 健彦委員	上村 哲也委員
西村 新一郎委員	榎木 ヒサエ委員
笹峯 護委員	松山 典男委員
東麻生原 勉委員	石田 與一委員
池田 靖委員	徳永 麗子委員
川畑 繁委員	砂田 光則委員
徳田 和昭委員	岩崎 薩男委員
川東 清昭委員	松永 讓委員
常盤 信一委員	狩集 玲子委員
木場 幸一委員	原田 統之介委員
黒木 更生委員	八木 幸夫委員
迫田 良信委員	林 麗子委員
浦野 義仁委員	
稲垣 克己委員	
川畑 征治委員	
西 勇一委員	
松枝 洋一郎委員	
小久保 明和委員	
諏訪 順子委員	
延時 力蔵委員	
今吉 耕夫委員	
今島 光委員	
秋峯 イクヨ委員	
東鶴 芳一委員	
原 京子委員	
山口 茂喜委員	

会 議 欠 席 者

道祖瀬戸 謙二委員

森山 博文委員

永田 龍二委員

児玉 實光委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は協議会規約に定めます委員の方の2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第**18**回始良中央地区合併協議会を開会いたします。なお、ご都合によりまして森山委員、道祖瀬戸委員、永田委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。本日は第**18**回目の協議会を開催させていただきましたところ、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。なお、また、本日も第**12**回目の議員の定数及び任期に関しまして小委員会が開催されまして慎重にかつ熱心に協議がされているところでございまして、心から感謝を申し上げたいと存じます。なお、2月1日に隼人町におきまして住民投票が行われたところでございますが、その結果につきましては皆様ご案内のとおりかと存じます。これを受けまして隼人町議会の方では住民投票の結果を尊重する決議が可決されたということでございます。これまで協議会を欠席されておられましたお二人の委員につきましても今日から復帰をされまして1市6町の合併した場合のまちづくりにつきまして他の委員の皆様と一緒にご協議がいただけるようになったところでございます。さて、本日は名称、新しいまちの名称を前回に引き続き協議をさせていただくこととなります。また、加えまして本日もたくさんの協議事項が掲げられておりますので、また途中休憩等も取り入れながら会議を進めさせていただきたいと思っております。皆様方のご協力をお願い申し上げまして、実りの多い会議になりますことをお願い申し上げながら、ごあいさつにさせていただきたいと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

ただいまから委嘱状の交付を行います。川島暁委員の辞任に伴いまして、その後任として隼人町議会が指名し、委員に選任されました稲垣克己様に会長の方から協議会委員委嘱状を交付いたします。稲垣様、誠に恐れ入りますが、中央の会長席の前の方にご移動をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

委嘱状、稲垣克己殿、あなたを始良中央地区合併協議会委員に委嘱します。任期は平成**16**年2月**12**日から協議会解散の日までといたします。平成**16**年2月**12**日、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

以上で委嘱状の交付を終わります。これからの会議の進行につきましては、協議

会規約に基づき会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきます。先に隼人町の津田和町長さん、徳田議長さんの方から発言の機会を求められておりましたので、まず、津田和町長さんの方からご発言をお願いいたします。はい、津田和委員。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

皆さんこんにちは。先ほど2月1日隼人町の住民投票をいたしました。その結果、いろんな方々のおかげでまたこういう形で本合併協議会に参加をして皆さんと一緒にこの合併協議会を進めることになりましたので、本当今までご迷惑をおかけしましたが、大変お世話になりました。ありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、徳田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（徳田 和昭）

皆さんこんにちは。今までの隼人町の議会の経過について説明申し上げます。9月18日に私どもの隼人町議会ではこの本協議会から離脱すべきであるとの決議を可決いたしました。それ以降この協議会に欠席をさせていただいておりました。しかし、2月1日の住民投票におきまして協議会から離脱すべきではないという住民の方々が多数でございましたので、今回からまたこうして皆さんと共に1市6町の合併に向けて協議をさせていただきたいというふうに考えております。また、先日隼人町議会におきましては今回の住民投票の結果を尊重するために新たな決議をいたしました。委員の皆様方にはこれまで大変ご迷惑をおかけいたしました。稲垣委員共々どうかよろしくお願いいたします。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございます。稲垣委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

皆さんこんにちは。初めまして隼人町議会の委員を務めます稲垣と申します。ただいま3期目をつとめさせていただいています。私の前任者でありました川畠暁委員も私の何倍もこの合併については情熱を傾けていらっしゃいました。私も皆さんと一緒に新しいまちの12万8千の町民の皆様方が幸せを実感できるまちづくりを目指して一緒に手伝わさせていただきたいと思っております。器ではないかもしれませんが、どうかよろしくお願いいたします。失礼します。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございます。それでは、今吉委員の方から先ほど手が挙がっておりますので、よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会委員（今吉 耕夫）

一言お礼かたがたお詫びを申し上げたいと思いますが、1月の**15日**並びに**29日**の両日病気療養のため欠席をさせていただきましたが、本日より協議会に出席をさせていただくことになりましたので、どうかよろしく、お引き回しのほどよろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。それでは、会議次第に従いまして会議を進めさせていただきます。委員の皆様方の活発なご意見とご協力をよろしくお願い申し上げます。初めに会議次第第4の諸般の報告でございます。合併協議会の行事や事務局の動き等につきまして事務局の説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議資料、会議次第の2ページをお開きいただきたいと思います。ここに前回の協議会以降の主な会議等について整理をしております。その主なものについて若干ご説明を申し上げたいと思います。2月の4日、水曜日には第**18**回の幹事会を当ホールで開催いたしております。内容につきましては協議会に報告する案件について協議を行っております。それから、2月の5日から6日にかけて新市のまちづくり計画の修正作業を行っておりますが、分科会の方々と個別の意見交換ヒアリングを行っております。それから、この作業につきましては併せまして2月の**10**日に新市まちづくりフォーラム意見交換会といたしましてフォーラム委員の方々とこの分科会等の職員とで意見交換を行っております。経緯につきましては、昨年**12**月から開催いたしておりました新市のまちづくり計画の概要版に基づきます住民の方々への説明会等を実施し、それらの中で出された意見等をさらに検討を加えまして修正作業を行っておりました。これらを踏まえましてフォーラム委員の方々とこの意見の交換を行ったところでございます。なお、また、この後の作業についてでございますけれども、これらの作業を踏まえまして幹事会の方で協議し、近く本協議会の方に提案をする予定にいたしております。いましばらく時間をいただきたいと思います。それから、その他の会議等についてはお目通しをいただきたいと思います。2月の9日の日に合併の先進事例の研修会を実施いたしました。これにつきましては、山口県の周南市という所がございますけれども、平成**15**年の4月に2市2町でもって合併を成し得た所でございますが、もともとこちらの方から出向いて行って研修をする予定でしたが、できるだけ職員にも多くの機会をつくる方がよかろうということも判断いたしまして、周南市の方から講師としてお迎えをした上で約**60**名の職員が合併の状況等についての研修を行ったところでございます。それから、今後の予定といたしまして2月**13**日以降主なものの会議開催を予定いたしております。お目通し

をいただきたいと思います。以上で諸般の報告に代えさせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方からございました諸般の報告につきまして何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特に質問等がないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第5の議事に入ります。議事の(1)、協議第6号-2、新市の名称についてを議題といたします。本件につきましては前回の会議で事務局の方から提案説明を行っていただきました。では、これにつきまして何か補足説明がございますでしょうか。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

特に補足ではありませんが、資料は第16回の会議資料になりますので、よろしくお願いたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

これにつきましては前回もいろいろとご意見をいただいたところでございますが、慎重に協議をしたいということで今回にその審議が繰り下げられているところでございます。皆さん方の方でこの新市の名称についてのご意見等ございませんでしょうか。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

私ども議会は、隼人町議会は定数についてはですね、議員の定数については何回か、確か3回ぐらい議論をしているんですが、この新市の名称についてはですね小委員会でご議論いただいてたという経緯は十分承知いたしております。その経過はよく分かっているわけですが、私ども議会はこの件に関してはですね全く議論をしてないんです。お尋ねしたいんですが、いつまでにこの新市の名称は決定をされなければならないのでしょうか。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

お答えいたしますが、経過については承知をしているというようなご発言でございました。私どもといたしましては、小委員会に委ねられていたものが、こういう形で取りまとめされまして協議会の方に報告が小委員長の方から全会一致という形でございました。3点についての名称が決められたわけでございます。そして、また、提案の次に、前回の協議会でございますけれども、決定をすべきではないかというご意見もあったわけですが、慎重に審議をしたいということで1回そういう期間を設けたということでございまして、議論としてはもうそういう時期にきているのではないかというふうに思っておりますので、いつまでという形で期限を切っているわけではないですけれども、できるだけ早くご決定をいただきたいと思いますというのが

私どもの方の希望でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

そうしますと、私ども個人的にはですね議員の間からこの3点のですね名称の中で特に異論が出てる部分がございます。その点についてですね私ども議会としても何のこの協議もしてない中で、本日決定をいただいても、私はちょっととるべき立場がないなというふうに考えるわけです。その辺のですね、3点の中の2点は「霧島市」と平仮名の「きりしま市」でしたよね。具体的に挙げますと、この点について異論が出されております。ですから、私どもとしては議会に帰ってですね皆さん方のご意見を聞いてみないと、なかなか態度は決定できないなというふうに考えています。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかに、今島委員ですね、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（今島 光）

ちょっとご意見申し上げたいと思いますが、この件は先般の名称検討小委員会の中で報告がなされまして、前々回に提案されたわけでありまして。それをちょっと振り返ってみますと、応募総数が**3,800**件、この中で有効件数が**3,690**件あったということで、小委員会に慎重に検討されてまして今の3点が選ばれたということだと思います。この3点の中で「霧島市」、「南九州市」、平仮名の「きりしま」、3点ということになるわけですが、これを応募総数の中で見てみますと、数字的に見てみますと、「霧島市」が**25.34**%ですか、そうすると「南九州市」が**8.4**%、「きりしま市」が、平仮名の「きりしま市」が4%というような数字になって圧倒的にこれらが上位を占めているということになります。この数字はさておきまして、新市の名称というのは将来の地域発展に向かって非常に重要な課題であるというふうに理解をしております。なるほど論議が非常に必要だと思います。そういうことで前々回に提案されましたので、私なりにこの件がいろいろと考えてみますと、そのご意見をちょっと申し上げたいと思いますが、まず、「霧島市」、「南九州市」に分かれると思います。「霧島市」は、小委員会の選定理由の中にもはっきりと書いてありますように、全国的にも、また、諸外国においても非常に知名度が高いということが一つあります。全国どこの地域からでも「霧島市」と言うとイメージできるというのが一つの利点だと思います。そうした中で「南九州市」というのは、想定すると県内全部のせめて半分ぐらいあればイメージできますけれども、なかなかイメージ、始良郡の中央地域という所でイメージできるかというのが一つあります。今、「北九州市」というのがありますけれども、これがせめて福岡、久留米あたりまで入ると「北九州市」と、ああ、あそこだというのが分かりますけど、なかなかイメージしにくいという点があると思います。こうしたこのパンフレットを、観

光パンフレットを見ても、私もいろいろと観光をいたしますけれども、まず「霧島市」、今の漢字の「霧島」、これは霧島屋久国立公園ということで色濃くよく分かるようにイメージしてありますからどこからでもイメージできるということであり、ます。それから、平仮名の「きりしま市」ですが、現代では非常に優しさとか、柔らかさとか、こういうのをいろいろ若い方々言われますけれども、ここはやっぱりこの霧島屋久国立公園、これの懐にあるわけですから、この地域は、どうしても、どっかが付けないと、ここが付けないと、どっかで「霧島市」と生まれると、私はそういうふうに思っておりますが、ここは私の考えとしてはやっぱり漢字の「霧島市」というのが非常に適当ではないかなというふうに思います。これは私の意見です。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにご意見ございませんでしょうか。一つ整理をしておかなければならないことがご発言があったのではないかと思います。稲垣委員の方からまだ単人の議会においては十分な意見の交換もしてないというようなことで、このまま決定されるのではというようなご発言がございましたが、これに対して委員の皆様から何かご発言ございませんでしょうか。はい、浦野さん。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

その結果を今おっしゃったわけなんですね。だから、これはあくまで尊重するつもりで一般に県内外を問わず全国向けで応募を募ったわけでございます。その中で応募総数の中から上位3件に絞るということはもう既に決まっとったわけですから、それを提案、協議会に出されたと思うんです。だから、これはですね今さらですよ。どういう名称を付けると、これは協議委員会ですねこれは本当言うたら、言うたらですよ奢りですよ。だから、応募された皆さんに対してはですね非常に失礼なことであってですね、何のために応募されたか。その意味がなくなると思うんです。だから、先ほど言われたようにですね、ああいう意見でですねきちっとしたのを早く決めていただきたいと、私はこのように思います。だからですね、何のため応募したか。その意味がなくなるわけなんですよ。だから、その応募された方々の意思というものをきちっと尊重しなけりゃならないと、これは我々法定協に出されておる委員会のこれは義務だと思っんですよ。そういう意味でございまして、今さらですね応募し直すわけいかないし、私は、その結果を尊重すべきだと私は思っております。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、川畑委員。

○始良中央地区合併協議会委員（川畑 征治）

関連です。私も今の委員の賛成でございますが、既に応募した票数を尊重して提

案されて、そして新市名称小委員会の協議をもんで、もんでですね経過報告並びに結果について報告がなされたところでもあります。そして我々のこの本協議会にこの三つの小委員会で絞られた名称について決定をお願いしたいと委ねられていますので、我々はこれを尊重しなければならないと思っております。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかに、はい、有村委員。

○始良中央地区合併協議会委員（有村 久行）

先ほど隼人町の稲垣委員さんから隼人町の議会での論議も十分尽くされていないという話から、もっと慎重にしてほしいという希望のご意見がありました。この気持ちは十分理解するんですけども、今、川畑委員からもお話がありましたように、やはり広く町内外、いや、区域内外を問わず募集をしたと、名称については大きな問題として広く公募をいたしたわけではありますが、それも十分な期間を設けて私は公募をしたというふうに理解をいたしております。そして小委員会を設けまして慎重に協議をいたしましてこの3点に絞ってこられました。私は、もう提案されたのも前々回ですから、議論も前回もされました。したがってましてですね、この新市の名称に基づく計画、新市の名称に基づいたイメージに基づくまちづくり、こういうことをこれから積み重ねていく必要がありますし、その段階にきておるということを思いますとね、この辺でやはり名称は決めていただくべきではないかと、こういうふうに思っているところでもあります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

小原委員。

○始良中央地区合併協議会委員（小原 健彦）

溝辺町の町長のおっしゃるとおり、私も同感でございまして、これは計画に基づきまして、段階的にですねスケジュールに基づいて小委員会で十分に検討され、今日に至ったわけでございまして、もう3点に絞られて、もうどれにしようかという段階にきておるわけです。今さらこれをまた元に戻すとか云々というのはどうかと思うんです。したがって、この3点でもって決定すべきであると、このように思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいまご発言がございましたように、「もうこの3点に絞って協議を進めていくべきではないか。」という発言の方、それからそれじゃないよという話がありましたけれども、稲垣委員いかがでしょうかね。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

よろしいですか。私は元に戻してくださいと申し上げているわけではなくて、その3点の中の、その先ほど説明ありましたけれども、確かに一つの、25%ですか、

「霧島市」というのはですねあったということは私も承知してますし、小委員会での議論十分なされたということは十分承知しています。その上で私ども議会の中に「霧島市」ということについて異論がありますということをお先ほど申し上げたわけで、何も元に戻してくださいというふうに申し上げているわけではございません。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、皆さん方、今、そういう話でございますが、この名称につきましては前回提案をし、いろいろな経過があつて3点に絞った提案がなされ、前回と今回ご審議をいただいているところでございますので、この3点に絞った中で名称を決定するという協議の進め方をするというところでございませぬでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

はい、有村委員。

○始良中央地区合併協議会委員（有村 久行）

実質的にはですね「霧島市」と「南九州市」に分かれておるわけですので、「霧島」か「南九州」かということで議論を進めていただきまして、まずそれを絞っていただいて、例えば、「霧島」になった場合はですね、漢字でいくか、平仮名でいくべきかと、こういう議論の進め方がいいのではないかとというふうに提案申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、ただいまございましたように、とにかくこの3点の中で協議を進めるということについては異議なしということで、加えまして有村委員の方からは「霧島市」と「南九州市」という形で議論を進め、そしてその中でまた次の議論を進めていった方がいいのではないかとのお話でございますが、今ご発言の中は、多くの方々が「霧島市」の話をお前回、今回されていらっしゃるようでございますけれども、これに対して、いや、別な視点からこちらの「南九州」という名称の方が適切ではないかというようなご意見のお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非ご発言をよろしくお願ひ申し上げます。

[「なし」と言う声あり]

特にご議論はございませぬのでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それではですね、今、有村委員の方からございましたが、「南九州」と「霧島」という二つの点の中では、もう「霧島市」ということで議論を進めていいというふうに皆さん方にお諮りをいたしますけれども、これでご異存ございませぬでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

「異議なし」という声でございますので、それでは、平仮名か、漢字かという、同じ「霧島市」という名称の中で、これについてのご意見・ご発言があれば、承りたいと思います。小原委員。

○始良中央地区合併協議会委員（小原 健彦）

私は漢字の「霧島市」を推薦いたします。と申し上げますのが、先ほどの新名称応募者数の中でも、先ほども話が出ましたけれども、「霧島市」、漢字の「霧島市」というのが**25%**のウエイトを示していると、「南九州市」は**8.5%**だと、平仮名の「きりしま市」が**3.9%**と、こういう得票率に示す割合というのが出ておるようでございますが、応募者数、応募者の方々のご意見も尊重しなければいかんとか、このように思うところがございます、したがって、今日まで漢字の「霧島」に慣れ親しんできておると、私もはですね。「霧島」という地名は、先ほども出ましたが、全国的にも知名度も高くですね、桜島と並んで鹿児島県のシンボルじゃない、象徴じゃなからうかと、このように思うところがございます。もちろん地域のシンボルとして住民に親しまれてですね情緒豊かなイメージを与えていると、このように思うんです。したがって、まさしく地域に馴染んだ名称であると、由緒ある名称であると、このように思います。結論として漢字の「霧島市」を望むところでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいまのご意見に対しまして委員の皆様方の中のご発言があれば、よろしくお願ひ申し上げます。

[「なし」と言う声あり]

お諮りをいたしたいと思ひます。この名称につきましては本当に一番、全会一致が一番望ましいのではないかと申しております。皆様方にお諮りを申し上げますが、ただいま「名称につきましては漢字の『霧島市』でいかがであろうか。」というご発言で、一部「異議なし」という声があったけれども、この漢字の「霧島市」ということで決めて差し支えないか。全員一致のできれば名称にしたらと思っておりますけれども、いかがでございますでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

よろしゅうございますか。「異議なし」という声で多数でございますが、整理の仕方といたしまして本当に皆様のご意思だったという形で是非取扱わさせていただきますと思ひますので、よければもう1回ですね拍手でこの新市の名称についてご決定をいただければ大変ありがたいところでございます。それでは、新しいまちの名称につきましては漢字の「霧島市」ということで決定をしていただきたいということでご協議を申し上げますが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。（拍手）、はい、ありがとうございました。皆さんが全員拍

手をさせていただいたということで確認をさせていただきました。ありがとうございました。それでは、新しい合併後のまちにつきましてはこの漢字の「霧島市」ということに決定をさせていただきました。ありがとうございました。（拍手）、続きまして議事の(2)の協議第**40**号、農林水産関係事業【林業】の取扱いについて（協定項目**25-16-②**）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で農林水産専門部会から提案説明を行っておりますが、何か補足説明等がございましたら。はい、浦野さん。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

議事進行に異議を申すつもりではございませんけど、電算の統合問題というのが6月、去年上がってきているわけなんです。電算の統合なんですけど、第1回目は6月**12**日かな、確か上がってきておるんですよ。それから現段階のいろんな提案があったわけなんです。このいろんなプロポーザルされたと思うんですけど、このようにですよ議事は進行していきながら、協定項目が◎が付いたり、△が付いたりしていったるわけなんですけど、この電算はですね統合はもう早く決まって◎は付いたわけなんです。その電算の進み具合に、進捗状況についてちょっとですね小耳に挟んだことがあるんですけどね、これはですね非常に厄介な問題であることは皆さんご承知のとおりなんです。もう1市6町がはっきり決まりまして行政については全部終わったわけです、一応予定された。またこれがですね1年統合まで、この総合支所方式ですよこの電算の統合というのは本当に厄介な作業だと思っているんです。これについて進捗状態、その他お聞きしたいと思うんですけどね、ちょっと許していただけませんか、議長さん。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

どうでしょうか。一番、今最初の方がよろしゅうございますか。後ろの方で、もしそれであれば、協議の協議事項を進めさせていただきまして、最後の段階で。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

させていただきながら、一番最後でもいいですよ。はい。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

その他の所で、今ご発言ございましたので、その件につきましては進捗状況等についても説明をさせていただきたいと思っております。それでは、先に申し上げました協議第**40**号の農林水産関係事業の関係につきまして先に協議を進めていきたいと思っておりますので、事務局の方の説明をお願いいたします。補足があれば説明をお願いします。部会ですね、はい。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門副部会長（山下 弘文）

皆さんこんにちは。農林水産部会の山下でございます。本日はよろしくお願いたします。本日は1月**29**日の事前提案いたしました林業、水産業、耕地の3項目

について提案するものであります。農林水産関係事業の基本的な調整方針といたしまして住民サービスの水準を低下させないことを基本に分科会、専門部会において調整してまいりました。なお、本日は、林業分科会の徳丸分科会長、水産分科会の松下分科会長、耕地分科会の田中分科会長に同席をお願いしておりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。それでは、別冊1と林業の正誤表をご準備ください。よろしいでしょうか。別冊1、協議第40号、農林水産関係事業【林業】の取扱いについて（協定項目25-16-②）でございます。林業の取扱いにつきましましては、1月29日の事前提案時五つの調整方針を掲げ、12の項目について事業内容、実施市町、調整の内容等についてご説明を申し上げます。その際協議項目、参考資料等に訂正箇所があり、口頭で訂正をお願い申し上げますが、お手元の正誤表でご確認をお願いいたします。また、調整方針の2、それから、1ページの総括表の基本調整方針2、総括表の項目9、参考資料の15ページ、16ページの調整内容に「地域森林計画」という文言がございます。これにつきましては、地域森林計画は県の計画でありますので、正誤表の1ページ、2ページのとおり、「地域森林計画」を削除させていただきます。なお、当日指摘のございました参考資料8ページの間伐促進緊急対策事業の集材路と作業路の関係につきましましては、3町に作業路開設の実績がありましたので、「作業路」の項目を表に挿入して8ページの差し替えをお願いしているところでございます。9ページにつきましては訂正はございませんけど、裏面ということでそのまま1月29日の分が印刷してございます。したがって、調整方針を次のとおり改めさせていただきます。農林水産関係事業【林業】の取扱いについて次のとおり協議を求める。1、国・県の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金及び受益者負担の伴う事業については、合併までに調整する。2、市町村森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定までは、旧市町の例による。3、自然公園、林業関係施設、保安林等の維持管理事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において効率的な管理体制を図る。4、特用林産物振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、合併までに調整する。また、組織については、新市において速やかに統合する。5、火入れ許可については、対象期間、対象面積等を合併までに調整する。平成16年2月12日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人ということでございます。以上、農林関係事業の林業について調整方針の提案と調整内容等についての訂正をお願いいたしました。よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りますが、本件につきましてご質問・ご意見等をお願いいたします。はい、松枝委員。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

この後のですねその耕地まで説明をいただいてから決定をいただいた方が、この前ちょっと宿題が残っていますから、その農林水産業、耕地、この部門で各部門間にやはり差があるような表現はよろしくない、それぞれの部門の後ろにはですねそれを生業にしているたくさんの皆さんがいらっしゃるわけですので、その辺をよく見極めて表現をいただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいまご提案がございました。農林業、それから耕地の関係、水産業、これは一体のものとして文言の整理と、差がない、差があるとすれば、その理由といったことも比較しながら検討した方がいいのではないかというご提案でございますが、取扱いをそのような形で一括して、あと2番目、3番目説明した上で全体で協議をするという形で進めることでご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのように進めさせていただきます。それでは、事務局の方、次の水産業の関係、耕地の関係、引き続き説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会農林水産専門副部長（山下 弘文）

それでは、別冊2をご準備ください。よろしいでしょうか。別冊2、協議第41号、農林水産関係事業【水産業】の取扱いについて（協定項目25-16-③）でございます。【水産業】の取扱いにつきましては1月29日の事前提案時と調整方針の変更及び訂正等もございませんので、1月29日のそのままの調整方針ということでございます。したがって、水産関係につきましてはこれで終わらせていただきます。次に、別冊3をご準備ください。失礼しました。別冊3と耕地の正誤表をご準備ください。別冊3、協議第42号、農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて（協定項目25-16-④）でございます。本件につきましては、1月29日の事前提案時、表紙及び1ページの調整方針の前段に掲げてあります「各種農林水産事業の取扱いについては、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、住民サービスの水準を低下させないことを原則に次のとおり調整する。」という文言について削除すべきではないか。このまま残すべきではないかと二つの意見をいただきました。このことにつきましては、その後協議しました結果、前段の文言を全部削除し、正誤表に掲載してありますように、お手元の差し替えをちょっとご覧ください。項目2の部分を「市町単独事業については、従来からの経緯、実績等を考慮し、また、住民サービスの水準を低下させないことを基本に現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、合併までに調整する。」と訂正をお願いしているところでございます。また、当日口頭で訂正をお願い申し上げました件につきましても本日の正誤表に掲載してございますので、ご確認をお願いいたします。したがって

して、耕地の調整方針といたしまして、1、国・県等の補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、合併までに調整する。2、市町単独事業については、従来からの経緯、実情等を考慮し、また、住民サービスの水準を低下させないことを基本に現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、合併までに調整するというので、「また」から「住民サービスの水準を低下させないことを基本に」と「なお」から後の「受益者負担については、合併までに調整する。」という文言をこの項目に追加させていただいております。3番目ですが、土地改良区への運営補助については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、新市において調整するというので3項目でまとめております。したがって、そういうことで本日の提案となっておりますので、よろしくご協議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま協議事項第40号、農林水産業関係の林業につきましては別冊1、それから協議事項第41号の水産業の関係につきましては別冊2、これは前回の提案のとおり、そして協議事項第42号の耕地の取扱いにつきましては別冊3を差し替えた形で提案をするということの説明であったところでございますが、この三つの件を通しましてご意見・ご質問があれば、承りたいと存じます。松枝委員。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

「市町村単独事業については」と、こういったことで修正案が出されているわけですね、それでこれについては私も了解するわけです。それで別冊2の方につきましては、これはこの前お伺いしたとおり、国・県の事業でありますから、これでいいかと思えます。別冊1のですねこの林業の中で第4、特用林産物振興事業ですが、これはその国・県の事業だけでなく、市町村事業が、単独事業が入っているんじゃないかと思えますね。そうしますとね、このことと、この市町村単独事業とこの耕地関係の市町村単独事業はやはり同じレベルで取扱っていただいた方がいいんじゃないかなと思うんですよ。一つだけをその、今ご提案がございましたように、「住民サービスの水準を低下させないように」と書いてありますから、この林業の方の第4の特用林産物の中でですね市町村事業については同じく住民サービスを低下させないように調整すると、同じレベルで取扱っていただきたいなあという希望です。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいまのご発言に対しまして事務局の方何かございますか。今の質問の趣旨は、県補助事業ではなくて、市町村単独事業については、別冊3の差し替えのとおりその水準を、「サービス水準を低下させないことを基本に」ということになって、特用林産の関係についても市町村単独事業があるのではないかということになります

と、そこの表現を調整した方がいいんじゃないかと、こういう趣旨だと思いますが。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

いいですか。特用林産の中が国庫補助、国・県事業と町単独事業が一緒に入っているんですよね、この表現の中に。そうでしょう。この別冊1のですね**20**ページですか、いや、**21**ページ、**19**ページですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

考え方をもし整理して、例えば、今の耕地の部分の部分と特用林産の市町村単独事業とはこういう意味があってこういうふうに整理をしたということまで議論しておられるのであれば、それまでちゃんと説明をしていただきたいと思います。単純に、よろしいですか。意味は分かりますかね。はい、有村委員。

○始良中央地区合併協議会委員（有村 久行）

今ご質問されましたことは十分分かるんですけどもね、同じ補助事業と町単独事業があるんですけども、耕地サイドの場合はやっぱり住民サービス、住民生活への影響がかなりありますよね。ところが、特用林産物の場合は、シイタケとか、タケノコ山ですから、そんなに住民サービスとの関係はないわけですよ。場合によっては個人的なといっちゃいましょうか、地域の一団体に過ぎない補助事業あるいは単独事業であると、こういうことから考えますとね今の提案されたことでよろしいのではないかと、私は内容をよく両方承知をあるいは把握をしておるものですから、この今提案されたものでいいのではないかなと、こういうふうに思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

同意見になると思いますけれども、1市6町は、山村振興法なり、あるいは、また、過疎振興法なり、そういった適用を受けて進めている町もあるわけなんです。あるいは区域があるわけです。そうした場合にそれに隣接する地域、そういったものについてはそのための単独的な補助事業もやられていらっしゃる。合併したとしても過疎振興の地域等についてはその区域だけしか適用はないと思います。そういった面を考えてきますと、現在訂正されたこの文言でいいと思います。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。同じ市町村単独事業の中でも耕地と特用林産と少しウエイト、意味合いが違うので、このままでいいのではないかとという部分と、先ほど松枝委員はそうであったとしても、特用林産の市町村単独事業についても同じような表現を使うべきではないかと、この二つの意見のようでございます。松枝委員どうですかね。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

19ページです。その横川町、牧園町、隼人町とそれぞれに、非常に金額は小さいんですけども、地域の特産物振興のためのですね私は助成のご熱意をですね感じるわけですよ。それでそのことが、今後やはりこの合併の目的である、ここは農村地域だとか先ほど来話がありましたけれども、そういった所の振興にはですねこういった特産物、いわゆるタケノコ、シイタケ、そういった物の振興は非常に重要であります。それで、私も溝辺町長さんのおっしゃることはよく分かるんですね、広がりの問題が、その非常にごく一部の所と、非常に土地改良の広い区域の基盤整備ですのでね、よく理解いたします。それでそういった意味を込めてですね了解するとして、ただ私はねやはり各事業部門間でいろいろとねその表現にこの力の入れようの差があると余り面白くないので、その関係者は、そここのところは今後とも気をつけていただきたいと思います。各町長さん方十分ご理解をいただいたと、こう思いますので、していただいているわけですのでね、質は違うんですよ、確かに土地改良とこれはねえ。だから、そこはご理解を、私の主張でご理解をいただいたというふうにして了解いたします。林業も大事にしてください。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございます。

○始良中央地区合併協議会委員（松枝 洋一郎）

私木材の理事なんです、種を明かすと。よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにこの三つの林業、水産業、耕地の関係で特にご質問ございませんでしょうか。はい、浦野委員。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

私はですねこれ見て、「合併までに調整する。」、「新市による。」、先送りがいかに多いか。協議会としては楽なんですけど、本当に合併までに調整できるのかと思うんですよ、事務的にですよ。一番厄介なのはですね各町でですね、各自治体で運営補助なんです。運営補助金というのがですね一番厄介だと思うんです。金額は小さいんですよ。私はこれはですねこれで収めるわけいかないと。まず運営補助に限ってはすべてゼロに一旦してほしい。そうしないとね調整はできないんです、これだけ多くあれば。だから、私はこのまま調整するじゃ終わってほしくない。これはですね運営補助に関しては、もう昔いろいろあったんです。選挙道路、選挙前になれば首長さんは道路を造ってくれたりした時代があったんです。今は違うと思うんですよ。運営補助の点はですねやはりそういうような格好を見たらですね出てくるわけですよ。だから、この際新しい新市をつくる上においてはですね一遍運営補助金をゼロにしてですよ、事務方もですよみんな整理したいようにして、しやす

いようにしてですよ、そのゼロから、スクラップ・アンド・ビルドじゃないですけど、この運営補助金というのは厄介なものでありまして、全部調整するというのはなかなか時間かかると思うんですよ。調整しようがないと思うんです。だから、運営補助に限ってはですね私はなくしてほしいと、このように思っております。合併までに調整するじゃなく、合併まででゼロにするというふうにしてほしいと。その辺のですね首長さんは大統領制だから何でもできるわけですよ。そんならおまえをよくするからあの道路を造ってとやったことがあるわけですから、こういう運営補助なんか付けるのは簡単ですよ。そうじゃないですか。これを事務局にですねこれを調整させるのはですね本当にやりにくいと思うんですよ。私は事務局の肩を持つわけじゃないけど、運営補助金ほどメスを入れなきゃならない所はないと思っております。それゆえこの合併調整を新市に送ってというのも、運営補助に限ってはですねまず合併までにゼロにして、新しくつくり上げる、立ち上げていくというふうにここはですね事務局の方としても考えてほしいと、どうせそれはなくなるのか、なるのかどうか私は疑問に思うわけです。だから、どうしてもその調整をするというのは格好はいいけど、この調整できないですよと思うんですけど、いかがでございませうでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局の方もこれは調整するという意味で書きになったということは、その協議を進めていくということだろうと思うんですが、今、浦野委員からございましたようなことも含めまして事務局の考え方、この調整するという提案をした考え方を説明していただきたいと思えます。はい。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

合併までに調整するということでご配慮をいただいたご発言だというふうに思っております。私どもも、今ご発言がありましたとおり、内容は非常にたくさんのものでございますし、それから、また、現在の状況につきましても過去のやはり経緯があつての現在の制度の状況になっているというふうに思っております。これをすべて短期間のうちに一元化ということはなかなか難しい面もあろうかと思っております。合併まで調整するという中におきましては、きちんとそこまで一元化と、いわゆる一元化という形で調整できるものと、やはり経過を踏まえながら段階的に調整していかなきゃならないもの、あるいは、また、結果として当面今の制度を引き継ぎながら、将来的に時間をかけて調整していくものという形で、その調整につきましてはいろいろな状況が出てくるのではないかというふうに思っております。そのぐらいこの補助制度といったこと等につきましては難しい問題を踏まえております。こういう調整方針が決まりますと、私どももそこら辺を踏まえながら今後調整し、特にまた大事なものにつきましては、またご報告をする機会があればご報告を

させていただきたいというふうに考えておりますので、いましばらくまた猶予をいただければというふうに考えております。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

非常に苦勞された答弁だと思っておりますけどね、この補助事業、電話でちょっとあちこち聞いたんですけどね、大体3年に一遍見直しをするのは当然なんです。何年も何年も同じ金額で出てくるというのものもあるわけですよ。そういうのをですね新市になる機会にですねきっちり切ってほしいと。ただ前年度こうやったからと、予算化して本年度もつけると。だから、今事務事業の評価システムがいろいろ言われる時代なんですよ。だから、事務事業として成り立っていくか。評価定数を付けたらどれぐらいなるんかと、活動報告もしなければならいなくなるとのわけですよ。これもない運営も補助で出るとる場合もあるわけですから、局長そういうですねもう穏やかな言い方をせずにですね、やはり補助金、運営補助をつけるのであれば3年に一遍見直しとか、そういうところもきちっと入れとかないとですね、ただ惰性で小さい金額だからいいじゃないかと出すような結果がずうっと続いていくわけです。だから、一旦ゼロにしてしまっ、もう一遍立ち上げると、新市において立ち上げると、こういうふうにしなければですね、局長のその何か、どっかの政治家の答弁みたいなことを言ってもらったらですね、局長、新市になって、何のために新市になったかわからんわけですよ。だから、私はですね、長くなりますけど、ここで打ち切りますが、何とか事務局としてもですねきちっと、整理をするとか、そういうんじゃないとですね、一旦ゼロに返してしまう。それから新市において立ち上げて熱意のある所だけは運営補助もつけましょうというふうにするべきだと思うんですよ。私はそれをずうっと主張したいと思っておりますけどね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、浦野委員の方からご発言がございました。合併までにおいて調整するということにつきましては、そういうことも含めて調整するということなんでしょう。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

はっきり運営補助金はゼロにするかもしれないということに言うてくださいよ。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

私もその執行権を持ってないものですから、私の一存でやりますというふうに事務局長が言える立場にないので、非常に苦しいわけですが、今、浦野委員のご発言というのは、いわゆるこの合併の背景にもありますとおり、いろいろと地方のこういう行財政が厳しい状況に置かれているというまたその反面でもあるのかなというふうに考えております。特に財政面におきましては今後やはり1市6町が一緒になった場合にきちんとした財政運営がやっていけるというまたその部分もあるわけですので、十分そういうことを加味しながら、事務局ということではないわけですが、

それぞれに携わられる方々のまたご意見等もお伺いしながら、今日今そういう意見を皆さんいろんな方がお聞きになっておりますので、今後の調整方針の中に生かしてまいりたいというふうには思っております。ご理解いただきたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

局長やっぱりはっきり言いにくいと思えますけどね、きちっとする所はしとかんとですねこういうのは進められんよ。首長さん方ばかり座っているから言いにくいのは当然なんですよ。だけどですね、その辺を曖昧にしとけばですね、合併までに調整するということはですねなかなか困難ですよ、これは。だから、早目にきちっとしたあれを出して報告してください。以上で終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございます。ほかにご意見ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますが、それではですねお諮りをいたしたいと思えます。それぞれ林業、水産業、耕地の関係についての提案をいたしたところでございますが、この件につきましては提案のとおり承認するというごことでご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第40号、農林水産関係事業の【林業】の取扱いについて（協定項目25-16-②）、それから協議第41号、農林水産関係事業【水産業】の取扱いについて（協定項目25-16-③）、協議第42号、農林水産関係事業【耕地】の取扱いについて（協定項目25-16-④）につきましてはそれぞれ提案のとおり承認をされました。続きまして(5)の協議第43号、商工・観光関係事業の取り扱いについて（協定項目25-17）についてを協議をいたしたいと思えます。事務局の方で補足等説明ございませんでしょうか。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会商工観光専門部会長（坂元 一喜）

皆さんこんにちは。観光商工部長の坂元でございます。今回また商工観光部会の分科会長をしていただきました国分市の池田係長と牧園町の中小路係長でございます。よろしくお願いたします。第17回資料、別紙4でございます。協議第43号、商工・観光関係事業について（協定項目25-17）、1から5までの協定項目でございますが、事前提案をいたしまして、協定項目に変更はございませんので、よって、前回の協議の中でご説明申し上げておりますように、省略をさせていただきたいと思えます。なお、一部、提案理由の参考資料の1ページでございますが、関係項目、企業誘致について、牧園町より目的、内容、工業団地名等が別紙の正誤表のとおり変更がございましたので、差し替えのお願いを申し上げたいと思えます。ほか提案理由の説明につきましては、前回の協議の中でご説明申し上げておりますの

で、省略をさせていただきたいと思います。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思いますが、本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

1・2ページの企業誘致についての目ですが、「企業誘致については、新市において積極的に推進する。なお、優遇制度等については、合併までに調整する。」となっているわけですが、今各市町におきましてもそれぞれ工業団地を抱えている部分がかかなり多いと思いますが、それぞれのまちで立地条件あるいは特色ある工業団地ではないかと思えます。したがって、優遇措置につきましてもまたそれぞれいろいろな形の優遇措置がとられているわけですが、この辺は今の条件やらそういうまちの今までの方針などを十分踏まえて十分検討していただきたいというような特別委員会からの意見でありました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局の今の部分についても、はい、優遇制度の関係で何か。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会商工観光専門部会長（坂元 一喜）

内容についてお答えいたしますが、それぞれ市、町でまた国・県等の協力要請あるいは助言等があると思えます。地域の特性を有効に生かしながら、また、それぞれの地域との互いに連携を持ちながら、そして、今見ていただくように、税の一部や補助金の内容が千差万別の状態でございますので、企業側の意見とか、あるいは地域性の活性化とか、首長との意見を十分に配慮しながら、また今後誘致の方を進めていきたいという考えで今回提案をいたしております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、よろしゅうございますでしょうか。ほかにございませんでしょうか。ほかに特にならなければ、委員の皆様には、はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

もう1件お尋ねします。7ページですが、7ページ、8ページです。観光イベント、伝統行事の所でございますが、これも「観光イベント、伝統行事については、伝統や歴史・文化を失われないよう現行のとおり新市に引き継ぐ。」というようなことでありまして、それぞれのまちにおきましていろんな行事が取り込まれているわけですが、内容、期日などこの辺について例としてどのようなものが考えられているのかです説明をお願いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、部会の方、例示を挙げていただければ。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会商工観光専門部会長（坂元 一喜）

7 ページ、8 ページをご覧くださいと思いますが、この中でも見てのとおり、夏祭りとかですね、ゴルフ大会とか、それからこの歩こう会ですね、そういうものが重なっているというのでございます。それを一つに、意見を求めながら一つに持っていこうという考えのもとで今回、この内容が類似ということに関連がございません。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

木場委員よろしゅうございますか。7 から 8 に書いてある。いろいろ、はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

この件について、それぞれの行事が住民には非常に親しまれている行事だと思いますので、その辺に対する配慮をお願いしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ほかにございませんでしょうか。西委員。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

2 番目の「商工会議所及び商工会の助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。」というようなことですが、商工会議所については異動はないと思うんですが、商工会については 1 市町村に一つというような原則的なものがありますけれども、これは合併してからの予算等についての具体性というのがないようですが、ここらあたりどうお考えなんですか。

○始良中央地区合併協議会商工観光専門部会長（坂元 一喜）

お答えいたしたいと思いますが、それぞれ先般の中で質問がございました。商工会については法がございまして、それも今審議をされておる状況でございます。また、商工会につきましては、今月の 17 日、それぞれ専門部会長さん並びに商工会の会長さん、事務局を据えまして協議を進めていきたいということでございますので、その運営について内容等を詰めていきながら補助金等を考えていきたいと思っておりますし、また、それについてはそれぞれの首長さんの考えもあると思いますので、一概には答えはしかねないと存じます。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

すいません。そうしますと商工会については結局合併ということ的前提にして結局考えるということですか。

○始良中央地区合併協議会商工観光専門部会長（坂元 一喜）

お答えいたします。商工会につきましては、先般の 8 月 7 日ですが、始良地区の商工会の研修会というのがございまして、それぞれ 6 町がその中に、研修会の中に入ってございまして、3 年をめどに合併ということを考えがございまして、そういうも

のを含めながら今後また合併等について支援をしていきたいと考えております。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

すいません。ちょっとくどいようなんですけども、3年をめでにということになりますと、結局現行の商工会については今助成している補助金については現行どおり配分するということですか。そういう考えになります。

○始良中央地区合併協議会商工観光専門部会長（坂元 一喜）

補助金については申ししておりません。その合併についての関係を申しただけでございまして、補助金につきましては今後またそれぞれ、商工会につきましても専門部会とも協議をしておりませんので、今後協議をしながら詰めをしていきたいと考えております。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

しっかりお願いしますよ。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。はい、浦野委員。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

5番の「観光協会の助成制度について、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、補助金等については、合併までに調整する。」と、私は削るのが好きじゃないんですけどね、鹿児島県の観光連盟非常に多いわけなんです、数がですよ。しかも県議会議長さんが幾つもの理事長さんですか、会長さんになっておられる。要するに観光というのは誘客作業だと思うんですよ。見てみる、内容を見ればですねポスター印刷とかですよ、誘客するためのパンフレットの印刷とか、誘客活動と、そんなことばかり並んで、組織は違う。こういうのをですねずうっと満遍と続けておかれたんなら、何ぼ新市、「霧島市」とか付いてもですね無駄遣いばかりで、本当のお客様は来ないと思うんですよ。だからですね、これはどういうふうにしてこれ「現行のとおり新市に引き継ぐ。」と、こうなってますよ、「補助金については、合併までに調整する。」じゃ、これは本当議長さんというのは本当そんなに暇なのかなあというぐらいあっちこっち顔を出しておられるわけですよ。そうでしょう。霧島町単独でも13会があるわけです。鹿児島県のやつは入れたらですねこの県関係したら18いくつほかにあるわけです。観光協会こんなことばかりしとって客が増えた実績があるんですか。事業を評価したらですね、これはマイナスですよ、それだけの補助金出したけど。だから、これはですね合併までに補助金のきちっとした整理をしてですね、観光連盟にしてもですよ、県観光連盟が入っているのが幾つあると、1、2、3、4、5、五つあるわけです。似たようなやつはですね整理統合されてですよきちっと切ってほしいと思います。もう何十年も続いているのがあるんですよ。観光誘客で鹿児島県の誘客が進んでいるんならともかくですよ、何も

進んでないんですよ。減っているんです、むしろ。その点をいかになさいます。

○始良中央地区合併協議会商工観光専門部会長（坂元 一喜）

質問にお答えいたします。先般の**14**年度の鹿児島県の日帰りあるいは宿泊の客数が**981**万でございます。さらに、また、今回新幹線も増えるということで観光客は見えると思いますが、この中で事業内容につきましては、事業内容の関係でのそれぞれ事務屋においての項目あるいは事業内容を提出しているもので、今回、補助金については今後また専門部会あるいは協会さんと、協会、協会長あるいは事務局と据えましてまた協議を進めていきたいと思っておりますので、この内容については**33**項目ございますけれども、また、これによってはまた協議の中で抹消するものもございますし、また、地域に返すものも、文言もあると思っております。それは十分に協議をしていきたいと考えております。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

観光というのは本当大事なんですよ。外国はですよ大統領が観光誘致には回るんです。日本の総理はそんなことしたことない、観光客来てくださいということをしたことない、日本の総理は。首切りばかりしとるんですけどね。観光は鹿児島県にとっても、始良中央合併協議会にしても一番大切なんです。だけどですよ、この中の作業の中身をですね私ははっきり堂々とけちをつけるんですが、似たようなことばかりしてですよ、個別の自治体の補助金は、運営補助は大したことなんです。だけど、鹿児島県全般で集まってくる金額というのは大したもんだと思うんですよ。しかもですね溝口宏二というのが幾つ並んどるか。四つ並んどる。こういうのはあんた分科会でもつくったらいいわけですから、だから、そういうあたりを含められてきちっとその辺を整理していただきたい。これは私の最後は要望になりますけど、しっかりお願いいたします。これで終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ありがとうございました。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

ただいま委員の説明がございましたけれども、公共的団体、二つとも、商工会も、観光協会も公共的団体という位置付けでございます。この団体については、公共的団体については、合併特例法の中にも「合併関係市町村の区域内の公共的団体は、市町村の合併に際しては、市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければいけない。」というような努力目標等もうたっております。それで公共的団体についてはやはり相手がいらっしゃるものですから、私たち行政といたしましては、今、各分科会、専門部会の方で公共団体の理解を求めながらですね合併に関しては一体性の早期確立ということで今話を進めておるところでございます。それでこの公共的団体の今後の区分の仕方というところで今、分

科会、専門部会に示しているのがですね、まず一つ目が、1市6町において共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。2番目が、各市町において共通している団体で実情により合併時に統合できない団体については、合併後速やかに統合するよう調整に努めたい。そして3番目が、1市6町において共通している団体で合併に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。4番目が1市6町において今後とも必要である独自の団体は現行のとおりとするというようなですね四つの区分で今、分科会、専門部会で公共的団体の方と協議を進めているところでございますので、今言われたことについてはですね肝に銘じて今後作業を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにはございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特になければ、委員の皆様方にお諮りをいたしたいと思ひますが、この件につきましては提案のとおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、協議第**43**号、商工・観光関係事業の取扱いについて（協定項目**25-17**）は提案のとおり承認をされました。ここでしばらく休憩をいたしたいと思ひます。開会をおおむね3時5分にいたしたいと思ひます。

「休憩 午後 2時54分」

「再開 午後 3時06分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、続きまして会議次第6の次回の協議・議決事項についてを議題といたします。次回の協議事項でございますので、本日は事前の提案という形で調整内容及び参考資料等についてご説明をさせていただき、協議につきましては次回でお願いすることになりますので、よろしくお願ひを申し上げます。それでは、まず(1)の協議第**44**号、建設関係事業の取扱いについて（協定項目**25-18**）を議題といたします。本件は建設専門部会の所掌事務となっておりますので、建設専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会建設専門部会長（成枝 靖夫）

建設部会の成枝でございます。よろしくお願ひいたします。まず、お手元の第**18**回資料、別冊の1でございます。よろしいでしょうか。事前提案いたします。建設関係事業の取扱いについて（協定項目**25-18**）、建設関係事業の取扱いにつ

いて次のとおり協議を求める。1、道路橋梁新設改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。2、砂防等関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合については、合併までに調整する。3、港湾関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。4、道路河川占用等許可関連事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、占用料及び占有に係る協定書については、合併までに調整する。5、街路事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については、新市において調整する。6、公共団体等土地区画整理事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については新市において調整する。7、都市計画法関連調査（マスタープラン）等については、新市において都市計画基礎調査を実施し、計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ、運用する。8、都市計画の決定、都市計画審議会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、都市計画審議会委員の構成等は、合併までに調整する。9、土地利用協議指導要綱等については、合併までに調整する。10、公営住宅建設事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については新市において調整する。11、公営住宅収納管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、公営住宅の家賃等については、合併までに調整する。ただし、特定公共賃貸住宅の家賃については現行のとおりとする。平成16年2月26日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人、以上でございます。引き続きまして建設関係事業の取扱いについての項目別についてご説明申し上げます。1ページをお開きください。建設部会は、土木、都市計画、住宅建築及び工事監査の四つの分科会で構成され、各種事業が付託されました。項目1から4までは土木分科会、5から9までは都市計画分科会、10と11は住宅建築分科会となっております。なお、工事監査分科会についてはAランクはございませんでした。続きまして2ページから5ページでございます。道路橋梁新設改良事業についてであります。事業内容といたしましては各市町の道路整備事業であります。すべての市町において緊急地方道路整備臨時交付金事業や他の有利な補助事業を導入しながら、なお、また、各市町で単独事業を行って住民の利便に供しております。補助事業といたしまして国分市が7事業、溝辺町2事業、横川町2事業、牧園町4事業、霧島町3事業、隼人町3事業、福山町2事業が実施中であります。調整方法といたしましては、道路橋梁新設改良事業については、現行のとおり新市に引き継ぐであります。6ページから7ページでございます。砂防等関連事業についてであります。事業内容といたしましては県の実施する急傾斜地崩壊対策事業の事業調整事務等であり、横川、牧園、隼人町で実施されております。各町とも内容的には変わりございません。なお、各市町が実施する県単急傾斜地崩壊対策事業であります。受益者負担金として国分市が総事業費の10分の1を徴収してお

り、合併までには調整する必要があり、他町では徴収はされておられません。調整方法といたしましては、砂防等関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、分担金の負担割合については、合併までに調整するといたしております。8ページから10ページでございます。港湾関連事業であります。事業内容といたしましては、隼人港及び福山港で整備され、両港とも現在県を事業主体として整備が進められております。隼人町が全体事業費で30億4千万円、事業年度平成10年度から23年度、内容といたしまして2千t級バース2箇所等で負担割合が4,820万8千円の20.96%となっております。福山町の2箇所あるわけですが、1箇所が全体事業費17億6,600万円、事業年度7年度から20年度、内容といたしまして突堤護岸等負担割合が400万円の13.33%、2箇所目が全体事業費7億4,026万円、事業年度12年度から18年度、内容といたしまして防波堤等で負担割合1,891万2千の26.6%であります。両町には事業内容等に差異はありますが、地元負担が必要であります。調整方法といたしましては、港湾関連事業については、現行のとおり新市に引き継ぐであります。11ページから14ページでございます。道路河川占用等許可関連事務についてでございます。それぞれの道路の自費工事や占用許可事務を行っております。道路占用料につきましては、14年度決算で国分市が1,022万7,100円、牧園町39万3,128円、隼人町570万2,119円で合計1,632万2,347円をそれぞれの条例に基づき徴収されております。他の4町については道路法等に基づく占用事務は行われておりますが、占用料についての徴収はされておられません。なお、3市町の占用料にばらつきもあり、調整方法といたしましては、道路河川占用等許可関連事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、占用料及び占用に係る協定書については、合併までに調整するでございます。以上、土木分科会の協議項目であります。15ページから16ページ、都市計画分科会を説明いたします。街路事業は都市計画区域内の主要な幹線道路の整備であり、横川、霧島町を除く5市町で計画決定されており、現在国分市は12年度から16年度にかけて計画決定路線17路線で68%の進捗率でございます。溝辺町については16年度から20年度にかけて麓北通り線が計画され、隼人町においては計画決定路線15路線、14年度実績で進捗率47%でございます。調整内容といたしましては、街路事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については、新市において調整するであります。17ページから20ページでございます。公共団体等土地区画整理事業についてであります。区画整理事業は都市計画内において健全な市街地の造成を図ることを目的とした面整備事業でございます。現在溝辺町の麓第一地区が区域面積42.5ha、総事業費76億7,300万円、減歩率28.69%で、期間として5年度から19年度、隼人町の浜の市地区が区域面積18.7ha、総事業費83億9,800万円、減歩率20.9%で、期間として9年度から20年度の2地区において施工中であり、なお、隼人町については駅

東地区の**23**haが計画されており、他の市町にはございません。調整内容といたしましては、公共団体等土地区画整理事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については新市において調整するでございます。**21**ページから**24**ページでございます。都市計画法関連調査（マスタープラン）等でございます。霧島町を除く6市町でそれぞれ都市計画区域を設けております。現在国分市、溝辺町、隼人町はマスタープランを作成され、牧園町については策定を予定されております。目的、内容等については、各市町ほとんど差異はございません。新市になれば一体的な都市像の構築が必要であり、調整内容といたしましては、都市計画法関連調査（マスタープラン）等については、新市において都市計画基礎調査を実施し、計画を策定する。なお、新計画が策定するまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ、運用するでございます。**25**ページから**28**ページでございます。都市計画の決定、都市計画審議会でございます。都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用、都市施設の整備に関し必要に応じ計画を定めるものがございます。霧島町を除く各市町都市計画区域があり、用途地域や道路等都市計画決定を行っております。都市計画審議会は、横川、霧島町を除く各市町それぞれ設けられておりますが、委員数にばらつき等があります。調整内容といたしましては、都市計画の決定、都市計画審議会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、都市計画審議会委員の構成は、合併までに調整するでございます。**29**ページから**32**ページでございます。土地利用協議についてでございます。本事務は開発行為等について県の土地対策要綱及び各市町の指導要綱等で指導及び各調整を総合的に行うものがございます。横川町を除く各市町で指導要綱等を定めていますが、各市町等で面積、要件が異なるようございます。調整内容といたしましては、土地利用協議指導要綱等については、合併までに調整するであります。協議事項**10**番と**11**番につきましては住宅建築分科会でございます。**31**ページから**34**ページでございます。公営建設事業についてであります。住宅に困窮する低所得者に対し低い家賃で住宅を賃貸するものであります。現在主な事業は住宅需要に合わせた建設と老朽化に伴い耐用年数を経過した住宅の建て替えであり、すべての市町で事業を行っております。また、各市町で建設計画等記載されておりますが、調整内容といたしましては、公営住宅建設事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については新市において調整するであります。**35**ページから**44**ページでございます。公営住宅収納管理についてであります。事業内容は、入居者の家賃算定、入居者からの家賃納入等であります。すべての市町でこれらの事務が行われており、住宅戸数は、国分市が**2,069**戸、溝辺町**350**戸、横川町**341**戸、牧園町**240**戸、霧島町**126**戸、隼人町**936**戸、福山町**242**戸の計**4,304**戸でございます。徴収方法等や滞納整理など各市町若干の差異もあるようございます。なお、特定公

共賃貸住宅が隼人町以外すべての市町で建設されているようでございます。なお、国より市町村合併後の公営住宅の家賃の取扱いについての通達がまいっており、市町村立地係数の調整が必要であり、これに伴い今後家賃の調整も必要となります。したがって、これらのことを含めて調整内容といたしましては、公営住宅収納管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、公営住宅の家賃等については、合併までに調整する。ただし、特定公共賃貸住宅の家賃については現行のとおりとするでございます。あと45ページ以降関係法令等添付いたしておりますので、お目通しおき願います。以上をもちまして建設部会の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま建設専門部会から提案説明がございましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特に質問がないようでございますので、協議第44号、建設関係事業の取扱いについて（協定項目25-18）は終わらせていただきます。次に、会議次第6の(2)、協議第45号、上・下水道事業【水道】の取扱いについて（協定項目25-19-）を議題といたします。本件は公営企業等専門部会の所掌事務となっておりますので、公営企業専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部会長（石塚 義人）

お疲れさまでございます。公営企業専門部会の副部会長をしております国分の石塚でございます。それでは、協議第45号、上・下水道事業【水道】の取扱いについて（協定項目25-19-①）、別冊の2でございます。上・下水道事業【水道】の取扱いについて次のとおり協議を求める。1、国分市、溝辺町及び隼人町の上水道事業は合併と同時に統合する。また、横川町、牧園町、霧島町、福山町及び隼人町の簡易水道事業は、地方公営企業法を適用した上で簡易水道事業会計、公営企業会計とし、新市において統合する。2、上水道・簡易水道事業については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、既事業計画については新市において調整する。水道事業認可については、現行のとおり新市創設認可を受けることとし、新市において整備計画を策定する。3、上水道・簡易水道料金については、新市において5年間で統一する。なお、メーター使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において5年後廃止する方向で調整する。4、上水道・簡易水道関係手数料については、合併までに調整する。5、上水道・簡易水道加入金については、合併までに調整する。6、開発負担金等については、合併までに調整する。7、工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。平成16年2月26日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人でございます。1ページを開けていただきま

すと、1番から6番までは1市6町がそれぞれ共通する問題でございます。7番目の工業用水道事業は国分市1市で事業をやっている事業でございます。それでは、項目ごとにご説明申し上げます。まず最初に水道事業の統合と会計の一元化についてご説明申し上げます。これは参考資料の2ページから3ページでございます。国分市、溝辺町及び隼人町の水道事業は、現在地方公営企業法を全部適用した公営企業会計で水道事業を経営しており、そのまま統合します。横川町、牧園町、霧島町、福山町及び隼人町の簡易水道事業は、合併と同時に地方公営企業法を全部適用した上で公営企業会計の簡易水道事業とし、新市に移行後統合をいたします。一般的に簡易水道事業は特別会計で運営されておりますが、資産、資本の考え方がなく、予算消費型であるため、今まで取得した固定資産等を減価償却しておらず、また、人件費等含まれていない状態であり、水道料金を決定するにあたって適正な給水原価を算出するための資料が不足しております。なお、企業会計は民間企業とほぼ同じ内容で財務状況等を把握しており、貸借対照表や財務諸表が整備されているため、経営状況の情報公開もスムーズに行えるメリットがございます。上水道を公営企業会計、簡易水道事業を特別会計で運営した場合、経理上複数の差引方式が存在することになり、会計用端末等の整備や担当職員の配置などでの経営費が膨らみ、合併の意義が薄れることになりかねません。併せて簡易水道事業への地方公営企業法の適用は、財務規程のみの一部適用と、財務規程に加え組織及び職員の身分取扱いを含めた全部適用のどちらかを選択することになりますが、合併の趣旨を考慮いたしますと全部適用して組織のスリム化を図る必要があるものと考えます。このようなことから検討を重ねた結果、簡易水道事業に地方公営企業法を全部適用するという調整結果を得られたものでございます。また、水道事業と簡易水道事業の事業一元化については、新市に移行後一元化できるものから取り組むことにいたしますが、補助金等の制約がかかるものについては適正に処理することとして調整いたしております。次がページ4ページから9ページでございます。事業長期計画についてご説明申し上げます。現在各市町で策定している事業計画については、合併協議の段階では優先順位等を付けることが困難であることから、合併後新市において調整することといたしました。また、各市町で実施している事業についても現行どおり引き継ぐこととして調整いたします。資料に配付しております4ページから7ページは各市町10年間の事業計画、これは継続、新規を含むものでございます。8ページから9ページまでは各市町の各年度ごとの事業計画でございます。次に、ページ10ページからページ14ページでございます。水道料金についてご説明申し上げます。水道料金については、分科会、専門部会での議論において、住民生活に密着しており、また、各自治体により格差が大きいのが現状であり、早急な料金統一は困難であるという意見で一致しましたので、健全な企業経営のための適正な料金につ

いて住民の理解を求めつつ合併後5年間で統一することといたしました。また、安易な料金の改定、料金値上げは、住民生活を直撃する恐れがありますし、根拠もなく圏域で最も安い料金に合わせたといたしましても、将来的な値上げについて住民の皆さんに不安感や不信感を抱かせることにもつながりかねません。また、合併後の水道事業の経営は、基本的には税金を使わず、水道料金などの収入で賄うことを想定しており、経営の自立化に向けては慎重な分析が必要とされます。健全な企業運営のための適正な料金体系については、各町の簡易水道事業において減価償却を行っていないため給水原価を算出できない現状にあります。そこで合理的な計算根拠を提示し、適正な水道料金体系を算出するため、新年度予算において分析を行うことができるよう各市町村足並みを揃えて予算を要求いたしているところでございます。各市町が**16**年度で予算計上していただくと仮定しますと、早急に調査を実施した場合、同年の6月か7月頃に適正な水道料金体系算出の基礎資料が判明する見込みでございます。次に、ページ**15**ページから**16**ページでございます。水道関係各種手数料についてご説明いたします。水道会計の各種手数料については、手数料の発生する各種業務を基本的に本庁で受付するよう想定していることから、合併と同時に統合し、不公平感をなくすこととして調整いたしました。議論の中では、設計審査手数料及び完成検査手数料の設定について、蛇口水栓一つあたりの栓単位で設定するか、あるいは申請1件あたりとするか議論いたしましたが、申請1件あたりの水栓数が増加していること、水栓数の多い大規模施設では申請1件あたりの料金算定では不利であることなどが挙げられ、水栓一つあたりの料金設定といたしております。次に、ページ**17**から**19**ページでございます。加入金についてご説明申し上げます。水道事業の経営は基本的には、税金を使わずに、水道料金などの収入で賄わなければなりません。新しく水道を必要とする方の水需要の増加に対応するためには新たな水源の確保や水道施設の整備増強が必要になります。加入金とは、新しく水道を利用する方にそれらに必要な費用の一部を負担していただき、利用者の皆さんの負担の公平を図る制度でございます。これについては通常受益者、利用者1回限りの支払いであることから、合併と同時の料金で混乱は生じないものかと考えられ、合併と同時に上水道、簡易水道同額で統一することとして調整いたしております。また、加入金の額の根拠についてでございますけれども、協議した結果、全市町で加入件数の多い口径**13mm**から口径**40mm**までは平成**14**年度決算の加入実績件数と金額を基に平均値で割り出し、口径**50mm**から口径**100mm**までについては国分市と隼人町の加入金の平均額で算出し、多量の水需要がある口径**150mm**以上については、管理者が別に定めるとして必要な経費について柔軟に対応できるよう調整方法案としていただいております。また、加入金の支払いが発生する給水申請については、合併後は本庁のみで申請受付を行うこととし、給水申請後の設計審査の

公平性、一貫性を確保するとともに、窓口の一本化を図ります。次に、ページ20ページから21ページの6、開発負担金の調整方法についてご説明申し上げます。開発負担金とは、要綱に基づき給水区域内で開発又は造成される開発地の造成者からの給水申し込みに対し、給水が可能な場合、その開発地の給水申請者の費用負担によって増大する水需要に対応するための給水施設を建設するために徴収する費用です。現在1市6町のうち隼人町、溝辺町が徴収しており、新市における取扱いをどうするか協議を重ねましたが、調整が平行線のために、各市町の首長さんのご意見等を聞きながら調整してまいりましたが、調整がつかせませんでした。合併までには調整をしてみたいと考えております。次に、7番目の工業用水道事業についてご説明申し上げます。ページ22から23でございます。工業用水道事業につきましては1市6町のうち国分市だけが実施している事業であります。今後1市6町合併いたしますと、工業用水道事業は産業基盤を確立するためにも大変必要な事業であるということで新市に引き継ぐということにいたしております。24ページから26ページについては、水道法、水道の先進地の事例等を出しておりますので、お目通しいただきまして、よろしくご審議ください。お願いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま公営企業等専門部会から提案説明がございましたが、何かご質問等がございますでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特に質問等はないようでございますので、協議第45号、上・下水道事業の【水道】の取扱いについて（協定項目25-19-①）は終わらせていただきます。次に、会議次第6の(3)、協議第46号、上・下水道事業【下水道】の取扱いについて（協定項目25-19-②）を議題といたします。本件につきましても公営企業専門部会の所掌事務となっておりますので、公営企業専門部会から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部会長（石塚 義人）

それでは、別冊3、協議第46号でございます。上・下水道事業【下水道】の取扱いについて（協定項目25-19-②）、上・下水道事業【下水道】の取扱いについて次のとおり協議を求める。1、下水道整備事業計画決定、事業認可については、既事業計画は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については、新市において調整する。2、下水道使用料及び受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、下水道使用料については、新市において5年間で統一する。3、排水設備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、水洗便所等改修工事助成金については、合併までに調整する。平成16年2月26日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人でございます。1ページを開けていただきますと、この

下水道事業は牧園町と隼人町、国分市、1市2町でやっている事業でございます。それでは、1番目の下水道の事業計画決定、事業認可についてご説明申し上げます。牧園町、国分・隼人公共下水道組合は、その事業の目的を健全な生活環境の整備による住民生活の向上、安定と水質保全を目的として実施しております。牧園町では、認可計画で計画処理面積で**99ha**、計画処理人口**4,720**人、排除方式は、分留方式の処理方法はオキシデーションディッチ法、国分・隼人公共下水道組合では、認可計画で計画処理面積**767.9ha**、計画処理人口3万人、排除方式は、分留方式の処理方式としまして標準活性化汚泥法、どちらも簡単に申し上げますと、酸素を使い、微生物の活用をする処理方法でございます。調整の内容といたしましては、下水道整備事業計画決定、事業認可については、事業計画を現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新規事業については、新市において調整するのといたしております。これは参考資料のページ2ページから3ページでございます。続きまして下水道使用料賦課徴収及び負担金関連事務について、参考資料のページ4から6ページでございます。牧園町、国分・隼人公共下水道組合は、下水道使用料は、下水道管理維持等を賄うため、下水道使用者から排除污水に応じて使用料を徴収する。また、受益者負担金は、下水道事業に要する費用の一部に充てるための受益者負担金を徴収するとその目的をしております。受益者負担金の額が牧園町で面積1㎡あたり**220**円、国分・隼人公共下水道組合では面積1㎡あたり**430**円と格差がございますが、これは事業開始時期に地域計画住民に積算根拠を示し、決定した平米あたりの単価でございますので、これらを統一した単価にすることは不都合が生じるのではないかと意見の一致をみ、その調整方法としては、下水道使用料及び受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、水道使用料については、新市において5年間で統一するのといたしております。次に、排水設備及び水洗便所改造関係事務についてご説明申し上げます。牧園町では、日常生活や産業活動により発生した汚水を処理するとともに、きれいな水に蘇らせて快適な環境を守ることを目的に処理区域内において汲み取り便所を水洗便所に改造及び汚水を排除する排水設備を設置する者に対し、予算の範囲内で助成金を交付されております。額といたしましては、1年目1万7千円、2年目1万2千円、3年目6千円として助成、また、国分・隼人公共下水道組合については助成なしでございます。その調整方法として排水設備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、水洗便所改造工事助成金については、合併までに調整するのといたしております。以上、3点よろしく願いいたします。あとの9ページ、**10**ページ、**11**ページにつきましては、下水道の先進地事例が書いてございます。お目通しお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま公営企業専門部会から提案説明がございましたが、委員の皆様方の方か

ら何かご質問等ございませんでしょうか。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

別冊1から3を通じての質問となると思います。さらには、また、今まで調停、協議したものと関係があろうと思いますけれども、物件等の購入あるいは工事を進める場合に当然入札制度があろうかと思えます。52の協定項目の中に入札制度の在り方というものについては議論をすることになっていないようですが、いわゆる総合支所方式をとっていったこの合併協議会でございますが、入札制度の在り方についてはやはりお互いに話し合い、議論をする必要があるんじゃないかならうかと思えます。終わります。何か、事務局の方から何かあれば。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局の方で何かあれば、直接この。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

今お尋ねにありました入札制度につきましてははですね建設部会の方で協議をしております。今回につきましては、先ほど建設部会につきましては、土木、都市計画、そして住宅建設等でA項目につきまして提案がなされたわけですけれども、専門部長の方から工事監査監分科会についてはA項目はなかったということで、出してないということで説明がございましたけれども、一応協議はいたしましてB項目というような位置付けをさせてもらっております。それで今言われるように、今後総合支所方式をとってその入札方式がどうなっていくのかというのは本当皆さん関心があるところでございますので、もしよろしかったらその他の所で、27-25番、その他の所でですねその項目については出ささせていただければというふうに考えております。どうでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。はい、この今日の提案のこの部分につきまして何かご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ご質問等はないようでございますので、ほかにはないようでございますので、協議第46号の上・下水道事業【下水道】の取扱いについて（協定項目25-19-②）は終わらせていただきます。次に、会議次第6の(4)、協議第47号、地域審議会の設置について（協定項目8）を議題といたします。本件につきましては企画専門部会の所掌事務となっておりますので、企画専門部会から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

それでは、企画専門部の方からご説明申し上げます。霧島町の塩入谷です。よろしく申し上げます。本日配付の資料、別冊4をお開きをいただきたいと思えます。

協議第47号、地域審議会の設置について（協定項目8）であります。提案説明をさせていただきます。地域審議会の設置について次のとおり協議を求めます。1、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を新市において設置する。2、地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別紙地域審議会の設置に関する協議のとおりとする。平成16年2月26日提出、始良中央地区合併協議会会長鶴丸明人でございます。この地域審議会の設置につきましては、企画分科会、それから企画専門部会で協議を行いまして、先ほど幹事会において提案を申し上げまして、承認をいただきました。合併により行政区域が拡大することによりまして起こる合併の懸念や障害を除去するために合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために新市において地域審議会を設置するという事で今回提案をさせていただきました。それでは、制度の内容等についてご説明申し上げます。参考資料の3ページをご覧くださいと思います。基本的な考え方の所でございますが、地域審議会の制度でございますが、これは平成11年の合併特例法の改正により新しく制度化されたものであります。内容につきましては、合併に伴う行政区域の拡大により住民と行政の距離が大きくなることによって住民の意見が合併市町村の施策に反映されにくくなることに対応するため、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開に対する意向表明の方法として旧市町村の区域に地域審議会を設置することができるとされたものであります。続いて2の設置及び審議の対象の所でございますが、審議会は合併関係市町村の区域を単位として設けられ、審議内容は、新市まちづくり計画の変更及び執行状況、それから基本構想、各種計画の策定や変更等について合併市町村の長から諮問を受けて答申する。併せまして公共施設の設置、管理運営、それから福祉、廃棄物処理等の基本的な計画の策定、実施状況等に対して意見を述べるができるいわゆる合併市町村の付属機関であります。続いて3の設置の手続きであります。地域審議会は合併前に設置と組織運営に関する事項について関係合併市町村の協議によって決められるもので、最終的には関係市町村の議会の議決が必要であります。4の設置の期間につきましては、合併直後の周辺地域の意見を最大限に反映させるために設けられる制度の趣旨から一定の期間に限って設置されることが望ましいとなっております。設置期間は長くても新市まちづくり計画の計画期間であります10年間は適当と考えられております。続きまして2の地方制度調査会の今後の地方自治制度の在り方に関する答申の説明でございますが、ただいま説明を申し上げました地域審議会と同じような審議を行う、仮称でございますが、地域協議会なるものが昨年11月13日の地方制度調査会の答申の中でされております。内容を申し上げますと、これは平成17年4月から適用される新しい合併特例法と、それから地方自治法の改正の中に盛り込まれる予定になっておりまして、法案は現在行われております通

常国会に提出される予定であります。少し内容がまだ不明確な部分もございます。この答申の中にある内容につきましては、住民自治の強化を図るとともに、行政と住民が相互に連携し、共に担い手となって地域の潜在力を発揮する仕組みをつくっていくため、基礎自治体内の一定の区域を単位とする地域自治組織を設置できることが盛り込まれております。地域自治組織のタイプといたしましては、地区公民館や学校区単位等を単位区域とする行政区的タイプと、それから合併市町村に限って設置できるものですが、合併前の旧市町村単位に法人格を有する特別地方公共団体タイプの二通りがございます。この地域自治組織の中に先ほど説明申し上げました地域審議会と同じような地域協議会というのが置かれております。企画分科会・専門部会の中でもどっちの方を採用するかということで議論を交わしました。結論的に申し上げまして、まだ自治組織が確立されていない中で合併後いきなり設置するには、この地域協議会の方ですが、設置するには無理があるということで、新市まちづくり計画の中で取り上げてあります住民参画のまちづくりを行いながら、コミュニティの充実を図る中で地域の体力が備わった段階で地域審議会から地域自治組織へ移行する方がよいという結論になりまして、今回地域審議会の方を提案をさせていただきました。それでは、前に戻っていただきまして1ページをご覧くださいと思います。先ほど説明いたしました制度の内容等を踏まえながら作成しました地域審議会の設置に関する協議について説明をいたします。第1条で旧市町村の区域ごとに七つの地域審議会を設置するとしております。第2条では設置期間は合併の日からおおむね**10**年間とする。第3条で先ほど説明いたしました審議内容について定めております。新市まちづくり計画の変更に関する事項外市長から諮問を受けて答申する。それから審議会は必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることなどがございます。それから、第4条で各審議会の委員は**15**名以内をもって組織する。第5条で任命する委員の分野を定めております。第6条から第8条までは委員の任期、それから会長、副会長の選出と任務、それから会議の招集等について定めております。以上、協議第**47**号、地域審議会の設置について、協定項目8であります。事前提案の説明を終わります。ご協議の方をよろしく願います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま企画専門部会の方から提案説明がございましたが、委員の皆様方からこの件につきまして何かご質問等がございましたらよろしく願い申し上げます。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

昨年9月の時点での協定項目、いわゆる協定順位としまして**50**番目にあつたと思います。その時点で私はこの審議会のこの件については早く協議にのせるべき

だと2回ほど申し上げました。今回見ますと8番目になっているようでございますけれども、このことについてまず敬意を表したいと思えます。それでは、質疑させていただきたいと思えますけれども、議会議員の定数及び任期検討小委員会、ここで参考資料として「地域審議会について」という資料が配付されております。私その委員ではございませんけれども、配付をいただきました。それを見てみますと、この今提案されております協議のいわゆる所掌事務の第3条の所でいわゆる地域審議会の所掌するどういったことをば協議、審議するかということが載っているようでございます。「合併市町村の長の諮問に応じ次のような事項について意見を述べること。」ということではありますが、六つほどあるようでございます。皆さん方もお持ちだと思いますけれども、その中で「予算編成の際の事業等に関する要望」ということが載っております、この議会議員等のこん時配付された参考資料の中では本日見させていただきましたこのことについては所掌事務の中でいわゆる載ってないようではありますが、どのような判断をされたのかお尋ねをいたしたいと思えます。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

第3条の中に「その他市長が認める事項」というのがございしますが、この中にその今ご質問いただきました分についても協議をすることができるということでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

普通の審議会は諮問機関であって、市長の諮問に応じて答申をする。答申をする場合に意見を付して答申をするということになろうと思えます。今その他案件、「その他の所で処理ができる。」と言われましたけれども、この特例法をつくった方の願いというのはどこ辺にあったのかというと、考えた場合に、いわゆる先ほど申し上げましたように、「予算編成の際の事業等に関する要望」、これだけ「要望」となっております。結局市長の専有権に属する問題にもなろうと思えます、予算編成時の。それをば意見として述べることができるのかどうか。その辺のことはどう解釈されたんですか。要望と意見とは大分違うと思えますが。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

ただいま2項の所に書いてあると思うんですが、「市長に意見を述べることができる。」とありますので、その中でできるかというふうに思えます。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

そうしますと議会議員の定数及び任期検討小委員会で配付されました参考資料は何だったのかということが言えると思えますが。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局の方から、はい。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

議会の小委員会の方ですね特例の、定数特例をとるか、そして在任特例をとるかというようなことで今協議をさせていただいている最中ですが、その中で地域審議会という組織もつくれるんだよというようなことで意見がございましたので、その時は一応一般的な地域審議会の仕組み、そして仕事等ということで出させていただいた経過がございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

予算等のですよ、予算編成の際の事業等に関する要望というものをば意見として審議会が出した場合に、市長になられる方は大変難儀だと思います、だれがなられるか知れんけれども。だからしてこの時の参考資料として配られたのはこれだけは要望として出されていると思うんですよ。要望することと意見として出すこととは大分違いますから、重みが。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

事務局の方、何か考え方ございますか。議論はこの次していただきますが、考え方だけを、はい。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

今回の合併特例法の地域審議会、第5条の4ですけれども、その中に「合併関係市町村の協議により期間を定めて、合併市町に合併関係市町村の区域であった区域ごとに当該合併市町村が処理する当該地区に係る事務に関し、合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会を置く。」ということが今日の資料の方にも法令の方に載っております。ということで、意見を述べる審議会という位置付けもございますので、予算等についても、審議会の方で意見がまとまって、各区域ごとにですね意見をまとめられて、予算についてこういうような意見を持っておりますよということであればですね、地域審議会の方から新市の長に意見が述べられるというふうに解釈しております。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

予算編成時の時に事業等に対しての意見を述べるというのは、市長になられる方は難儀ですから、はっきり言って。そういった事務局の判断があるとすれば、今提案されております所掌事務の2の所に審議会は、前段、先ほど申し上げましたように、予算編成の際の事業等に関する要望並びに必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができるということのをば挿入すれば難儀が少しは軽くなるんじゃないですかね。いわゆる、よろしいですか。この特例法をつくった法制局の職員の願いというものは何だったのか。両方を考えていると思います。議会もあるわけです。議会がある前に意見を述べる、予算に対して。議会軽視もつながって来るとも限らないわけです。そういった面から要望ということが法制局の方ではあったと思うんですよ。そういった気持ちが事務局は聞くべきだと思うんですよ。

80歳近くの老いぼれが言うとじゃ、言うんですから。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

今、法に規定されている文面につきましては次長から説明をさせたところですが、今、延時委員の方からこのいわゆる含んでいる内容についていろいろと議論されているのではないかというお話だと思っています。今お話の部分につきましてはいわゆる委員間のまた協議の中でいろいろとご協議をいただくことになろうかと思えますけれども、それまでの間にもう少し今の分について事務局で調査をせよというふうに受け止めるべきかなと思っているところですが、少しそのところをご説明といえますか、私どもの受け取りがまたずれておりましたらあれですけれども、それにつきましてはまた次回までに調査の上でご報告は申し上げたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。はい、延時委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

国の法制局までですね連絡をとってもらって、今、提案されているこれと、今、私が申しあげましたそれとを関連付けていただきたいと思います。いわゆる私は要望すること、意見ということは大変重みが違うと思うんですよ。また、下手をすると議会軽視にもつながってくるようなことを審議会がしてもならないと思いますから、十分事務局は勉強をしてください。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局長、今のことで、はい。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

今再度またそのようなご要望がございましたので、私どもの方もそのいわゆる審議をされた経緯等、そして、また、狙いとするものがどういうものなのかということころまで確認の上で、次回の協議のところにもまた改めてご報告をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。はい、そのような取扱いをさせていただきたいと思います。ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございますので、協議第47号、地域審議会の設置について（協定項目8）は終わらせていただきます。続きまして会議次第6の(4)、議案第2号、平成16年度始良中央地区合併協議会事業計画及び平成16年度始良中央地区合併協議会予算についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、説明に入りますが、本体資料の3ページになります。本日の第18回会議の本体資料の3ページを説明させていただきます。議案第2号、平成16年度始良中央地区合併協議会事業計画及び平成16年度始良中央地区合併協議会予算についてでございます。平成16年度の事業計画と予算を次のように定めたいので、承認を求めるものでございます。平成16年2月26日の提出になります。4ページに移ります。当協議会では合併の期日を平成17年の2月を目標にいたしております。それまでの事業計画といたしております。事業項目といたしまして協議会の開催、幹事会の開催、専門部会、分科会によります事務事業の一元化の業務、それから新市の例規の策定業務、電算システム業務、それから新市まちづくり計画の実施計画をつくることになりますけれども、その素案づくりに着手をするということ。それから広報広聴事業ということで事業計画をいたしております。協議会で確認されておりますスケジュールによりますと、8月の合併協定書の調印、それから各市町の議会で廃置分合について9月議会で議決をするというようなスタイルになっております。予算につきまして説明をします。6ページに移ります。平成16年度始良中央地区合併協議会予算でございます。第1条で歳入歳出予算それぞれ**3,080万1千円**と定めております。第2条で歳出予算の流用を定めました。内容につきまして説明をいたします。9ページでございます。歳入歳出予算事項別明細書になります。総括で歳入、負担金で**3,080万円**、諸収入で千円、合計**3,080万1千円**でございます。歳出につきましては、会議費、事務局費、事業費、予備費、合計**3,080万1千円**の本年度の予算額ということで提案をいたしております。10ページ目でございます。10ページ目の歳入、負担金でございますけれども、説明書きの所、右側の方に**440万**掛ける7市町、**3,080万**になります。すべて同額という形での分でございます。なお、各市町の負担金**440万円**につきましては、財源といたしまして県の補助金**106万5千円**と一般財源**333万5千円**になろうかと思っております。11ページに移ります。11ページの会議費ですが、協議会費として委員報酬、費用弁償等がございます。46人の16回を予定いたしております。あと食糧費、委託料等を計上いたしております。使用料及び賃借料等につきましては会議システムのリースということでございます。12ページです。事務局費でございます。事務局費といたしましては、報酬で監査委員の報酬、そのほか事務局の経費として消耗品費、光熱水費、使用料などの予算を計上いたしております。13ページになります。事業費になりますが、1番で事務事業調査費、右側の所に説明があります。委託料ですが、例規集の作成の委託料**105万円**、それから印刷製本費の**1,225万5千円**につきましては、協議会だより、それから住民説明用の概要版、パンフレットの作成を予定いたしております。委託料の**37万8千円**につきましてはホームページの更新の委託でございます。14ページに予備費を**51万2千円**計上いたしております。以上、説

明を終わります。なお、別紙で1枚紙で本日配付をさせていただきましたけれども、平成16年度の始良中央地区合併協議会の協議会と幹事会の日程の案を添付をさせていただいております。以上、事前説明を終わらせていただきます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいまの事務局からの説明に対しまして何かご意見等ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようであれば、議案第2号、平成16年度始良中央地区合併協議会事業計画及び平成16年度始良中央地区合併協議会予算については終わらせていただきます。以上で次回の協議・議決事項については終わらせていただきますが、この五つの案件につきましては次回の会議で協議していただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。次に、会議次第7のその他でございますが、先ほど浦野委員から質問がございました電算の状況についての経過報告等説明をよろしくお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

お疲れのところすみません。誠に恐縮ですが、電算の統合が大事だとかねがね思っております、それについてのですね作業の進捗状況、それを是非とも1回お聞かせ願いたい。こういうふうに合併協議会、法定協は進んでいく中でも電算はますます大事になってくるわけです。だから、もし遅れているならその調整する、その遅れた理由をですね詳しくお聞かせ願いたい。まず一応この二つについて説明を願いたいと思います。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

今お尋ねありました電算の導入の件について状況についてご報告を申し上げたいと思います。ご承知のとおり、今、浦野委員の方からもございましたとおり、電算につきましては、このシステムはいわゆる私ども役所の仕事を進めていく上で非常に根幹になる仕事でございますし、また、各分野にいろいろと広範な範囲での関連を持つシステムでございます。そういうことから部会、分科会、これにつきましては電算部会を中心になって進めておりますが、関係をする部会、分科会も多数ございまして、それらの調整を進めながら今進めているところでございます。私どもといたしましても、今、委員の方からお尋ねがありましたとおり、非常に大事なシステムでありますし、今後のこの進め方につきましても今いろいろと色々な議論もあるところでございます。現在の状況につきましては、いわゆる具体的なところまではこの場で今申し上げるところではございませんので、ご容赦をいただきたいと思いますが、かなり絞り込みを進めてまいりました。あと数点につきましては確認をする部分が残っておるといふふうに認識をいたしております。そういうことでそこら辺の調整が整いますと決定をする時期にきているということでございます。

ので、そう時間のかからないところで決定ができるのではないかと、今のところ事務局としてはそのように判断をいたしてございます。状況につきましては今そのようなところでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

総合支所方式の、1市6町総合支所、福山2所できるわけなんですけどね、支所にしても2名以上のやはり専門家が要ると思うんですよ。本庁に至っては5名ぐらい多分要るんじゃないかと、それぐらいの電算の統合だと思うんです。しかしながら、この提案された当初予算にしては電算の統合というのはゼロに計上されており、もう決まったのかなあと私はこれを見て思ったんですけどね、まだ決まってないということでしょう。ただですね、来年の2月16日をタイムスケジュールがなつとるわけです。そうするとですねこれだけ膨大なですよこの協定項目の51項目まで挙げてですよそれまで本当に電算入力できるかどうかですよ。問題はですね、1市6町やっとならぬと固まってきちっといく時にですよ電算のせいで遅れたということはよもやないだろうなと私は思うんですよ。その辺をですねちゃんときちっと担保できるかどうか。局長のお答えお聞きしたいんですがね。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

予算の編成につきまして非常にご心配いただいているわけですが、今、事務局の方で説明をしました16年度の予算につきましてはその件については計上してございません。と申しますのは、予算の計上の仕方ではいろいろな方法があるわけでございます、いわゆる各構成市町の当初予算の中にそれぞれで分担をし合って予算を計上していくという方法もございます。現在のところ今そこの最後の決定のところまで至っておりません。したがって、事業費も、おおむねのところはあるわけですがけれども、最後の整理ができていないと、決定と同時に整理をするというような形になろうかと思います。そういうことでございますので、そこら辺が整いますと、また各市、町の予算との関連もございまして、できるだけ私どもといたしましては支障のない形で早期にご提案申し上げるようお願いしたいというふうに思っているところでございます。予算の計上につきましては今そのようなふうにご考えているところでございます。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

もうプロポーザルもう既に終わって、もうきちっとした答え出ると私は思うんですね、当然ながら。これをだから、私は先ほども言ったようにですね、ここにおいで委員の方々も一生懸命してタイムスケジュールどおりに進めていこうと皆さん努力されておる。ところが、事務局の電算が遅れたら絶対統合はできないですよ、これは。だから、私が言うのはタイムスケジュールどおりに統合に間に合うことが、統合がですよ合併期日に間に合うかどうか。それについて電算部会としてで

すよ担保ができるのかどうかというのも聞いたはずなんですけどね。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

今作業につきましては、委員の方からも多少触れられましたんですが、我々もこの導入にあたりましては、冒頭申し上げました、私の方から申し上げましたとおり、そういう関係が非常に広うございますので、いろいろな準備を進めて、そしてプロポーザルという方法で業者の、いわゆるベンダーという表現をとりますけれども、選考作業を進めてきているというところでございます。今ご心配のところのスケジュールの部分が私ども非常にこう、この合併協議の中で大きな影響を及ぼすということは事実でございます。今その分も含めまして先ほど申し上げました確認という意味が少し残っている部分がございますので、そこら辺のところがとれますといわゆる決定というところの作業が可能になるというふうに思っておりますので、そういう意味で先ほど申し上げましたいましばらくといたしますか、できるだけ早く決定する体制を整えたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

私も電算の統合知ってるからずうっと言ってる。金儲けしたことがあるんです。非常な金が動くんです。だけどですね、だから、私はずうっと思うんですが、電算の統合となればですね、モデル地域にここは一番最初それはなるわけなんです。非常な経費の削減にもなるわけなんです。電算の統合というのは、我々は素人ですから何も分からんわけですけど、非常に厄介な問題でありまして、りそな銀行かてです。ね経営の効率化だけ図ってああいいうトラブルばかり起こしているわけですね。絶対これは1市6町の総合支所方式ではですねトラブルが起こるんですよ。必ず起こると思いますよ。だから、本来なら今年度の10月か11月までに既にですね終わっとかないかんと思うんですよ。ぎりぎり来年度の2月だと、1月だと、間に合わないと思うんですよ。やはり職員の教育の問題とかあるんです。だから、私は、いろんなベンダーの方が説明があってプロポーザルされたと思うんですけど、本当はですね第三者機関に委ねてですよきっちりとしたことをした方が早かったんじゃないかと私は思うんですけどね、その点について局長どう思われますか。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

一連の作業についてのお尋ねもあったといたしますか、ご確認もあったかと思っておりますけれども、私どもも、今後これだけの1市6町の人口規模になりますし、そして、また、支所も多くなります。そういうことでこの電算が持つ業務の割合といたしますか、意味合いというのは非常に大きいものがございます。そういうことでその作業を進めてきてまいったのも、それぞれ関係する部会、分科会、影響が非常に広うございましたので、そして、また、その後の事務の処理の仕方についてもできるだけ

そういう支障がないように、そして、また、お互いの連携がとれやすいシステムというようなことでいろいろと検討を重ねてまいったわけでございます。そういうことで、そういう視点は十分入れながら今までの作業を進めてきたというふうに思っております。そういうことで、先ほどからもう再三の繰り返しになって大変申し訳ないわけですが、その最後の段階にきているというふうに私ども認識をしておりますので、スケジュールで非常に心配いただいているのは非常にありがたいといえますか、ごもっともだというふうに思っておりますけれども、私どももそれに向けて支障のないようにできるだけ早期に決定してまいりたいというふうに思っているところでございます。以上です。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

いつそれはこの報告があるんでしょうかね、この委員会に。これ最後の質問ですから、局長、いつまで。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今できるだけ早くということで事務局の方も申し上げておりますので、まさにその今最後の数点だけが整理になっているという状況でございますので、その辺ご理解いただき、当初予算にやはり間に合わせるといって皆さん各団体につきましてもその取り組みの方向で進めておりますので、どうかよろしくその点についてはご理解をいただきたいと思っております、今再三申し上げておりますので。

○始良中央地区合併協議会委員（浦野 義仁）

議長がおっしゃるようになりますね、当初予算に合わせるタイムリミットなんです、ぎりぎりにきているわけ、予算的にも。だから、早急にちゃんとするという意味は分かる。だけど、7月から今まで長くかかってですねいろんなことがありながら決まらないというのは信用できないもんですから、私はくどいことを言うわけです。どうか頑張ってください。よろしくしっかりお願いいたします。これで質問を終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ありがとうございます。ほかにはございませんでしょうか。その他ということですが、木原委員の方。

○始良中央地区合併協議会委員（木原 数成）

会長のお許しを得ましたので、一言皆さん方に御礼とごあいさつを申し上げたいと思っております。この中央地区合併協議会も昨年の4月に協議会が設置されて10カ月間、18回に及ぶ会議がなされたわけですが、私もこの会に出席いたしまして、町長の任期が2月20日でございますので、本日のこの会議が最後になろうかと思っておりますけれども、1市6町の合併に対する姿勢は、会に出席できなくとも、変わりはありませんので、今後におきましても、微力ではございますけれ

ども、1市6町の合併のためにお尽くしいたしたいと、こういうふうを考えております。どうか委員の皆様方、新市の誕生まで大変でしょうけど、ひとつ頑張っていたきたいと思います。私事でございますけれども、今回の町長選挙におきましては大変皆様方にご心配をおかけし、また、ご声援を送っていただきましたけれども、目的が達成できず、私個人の力が足りなかったというふうに反省をいたしております。今後におきましても一町民、一市民として皆様方にご協力できることはしてまいりたいと思いますので、どうか今後もよろしくお付き合いのほどお願い申しあげまして御礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

木原委員におかれましてはこれまでの委員会での審議大変ご苦労さまでございました。心から御礼を申し上げたいと思います。今お話がございましたように、私も合併協議会におきましてはこのスケジュールにのっとなってこれから協議を進めてまいりたいと思っておりますけれども、また、お話がございましたように、変わらぬご支援を賜りますように心からお願いを申し上げたいと思います。いま一度木原委員に拍手をしていただければ大変ありがたいと思います。（拍手）、その他事務局の方から、その他、ほか何かございませんでしょうか。なければ、事務局の方。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

先ほど新市名称につきましては漢字の「霧島市」に決まったところでございますけれども、新市名称募集要項に基づきまして、ただいまからご応募いただいた方の中から新市名称の名付け親大賞、それから名付け親賞の抽選をこの会場で行いたいと思っておりますけれども、事務局の方で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、お願いします。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

それでは、許可をいただきましたので、ただいまから新市名称の名付け親大賞、それから名付け親賞の抽選を行います。テーブルと抽選箱の準備をいたしますので、若干お時間をいただきたいと思います。その間に説明をさせていただきます。新市の名称が漢字の「霧島市」と決定されましたので、漢字の「霧島市」と応募された有効投票者の中から、これが**935**名いらっしゃいました。その**935**人の中から抽選を行うこととなります。なお、抽選券は事務局の方で統一いたしました物を準備させていただきます。名称応募の方法が既製の応募用紙、葉書、封書、ファックス、電子メールなど様々でありましたので、公正を期すため統一した抽選券を準備させていただきます。この抽選券には、応募された名称、応募された方々の氏名、住所、電話番号が記載しております。なお、商品であります、名付け親大賞

が1名、副賞として5万円分の旅行券、名付け親賞が5名、副賞として1万円分の図書券、合わせまして合計6名の方に贈呈することになっております。それでは、早速抽選に入りたいと思います。抽選を引いていただく方には、鶴丸会長と津田和副会長、それから新市名称検討小委員会の林委員長さん、小久保副委員長さんにお願いをいたしたいと思いますので、誠にお手数でございますが、議長席の前のテーブルの方にご移動お願いいたします。抽選の方はまず名付け親賞につきまして5本行います。津田和副会長から2枚、林委員長から2枚、小久保副委員長から1枚ということで順番に引いていただきます。最初に津田和副会長さんの方からお願いいたします。続きまして林委員長に2枚お願いいたします。それでは、小久保副委員長に1枚お願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

それでは、発表させていただきます。1枚目、霧島町の方です。荒木とみ子さん、霧島町永水の方です。2枚目でございます。同じく霧島の方でした。中村千穂子さん、中村千穂子さんが2人目です。3人目です。牧園町の方です。牧園町高千穂、岩上初江さん、4人目でございます。同じく牧園町です。宇野沙織さんです。続けて牧園町でした。中食有希子さんという方です。以上5名です。（拍手）

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

それでは、最後に鶴丸会長から栄えある名付け親大賞を抽選していただきます。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

名付け親大賞ということでございます。霧島町です。霧島町川北の馬場ミエ子さん、馬場ミエ子さんが大賞でございます。（拍手）

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

以上をもちまして名付け親大賞、名付け親賞の抽選を終わります。ありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかに何かございませんでしょうか。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

次回の協議会の開催日程をご連絡いたします。第19回協議会は、2月26日（木曜日）午後1時半から当多目的ホールで開催いたしますので、よろしく願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにはございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ないようでございますので、本日の協議については大変長時間にわたりましてご苦労さまでございました。特に今回は名称の決定ということで皆様方の協議を、重

要な協議をしていただきました。心から感謝をいたしております。本日は誠にありがとうございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これをもちまして第**18**回始良中央地区合併協議会を終了させていただきます。

「閉 会 午後 4 時 4 1 分」